

東村山市長等の給与の特例に関する条例

上記の議案を東村山市議会に提出する。

平成29年5月23日提出

提出者 東村山市長 渡部 尚

東村山市長等の給与の特例に関する条例

東村山市長等の給与の特例に関する条例を別紙のとおり制定することに議決を得たい。

説明 市長及び副市長の給料月額を減額するため、本案を提出するものであります。

東村山市長等の給与の特例に関する条例

- 1 市長及び副市長の給料月額、常勤の特別職の職員の給与及び旅費等に関する条例（昭和32年東村山市条例第16号。以下「条例」という。）第3条の規定にかかわらず、同条に掲げる給料月額から、その額に100分の10を乗じて得た額を減じた額とする。
- 2 前項の規定は、条例第4条第2項の規定による期末手当及び条例第7条第1項の規定による退職手当を算出する場合の給料月額については、適用しない。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成29年6月1日から施行する。

（失効）

- 2 この条例は、平成29年7月31日限り、その効力を失う。